

西尾市公告第 245 号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び西尾市市税条例（昭和43年西尾市条例第17号）第18条の規定により、送達を受けるべき者を次のように公告する。

なお、送達すべき書類は西尾市健康福祉部保険年金課に保管しており、いつでも送達を受けるべき者の申し出により交付する。

令和8年6月12日

西尾市長 中 村



1 送達すべき書類

国民健康保険税決定（更正）通知書兼納税通知書

2 送達日

令和8年6月19日に送達があったものとみなす

3 送達を受けるべき者

連番	氏名（名称）	対象年度
1	水鳥 真揮	7
2	水鳥 真揮	5